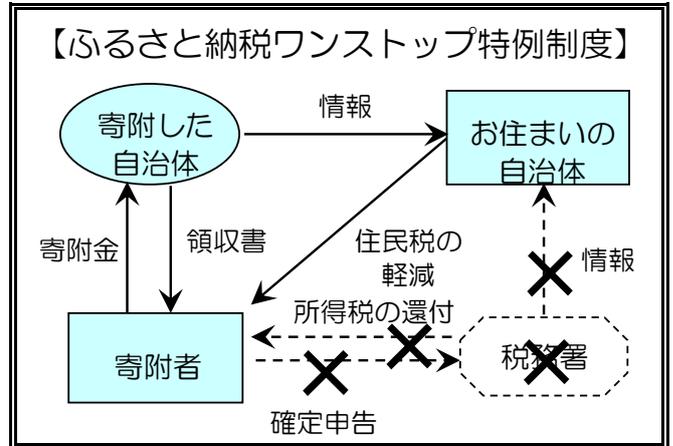
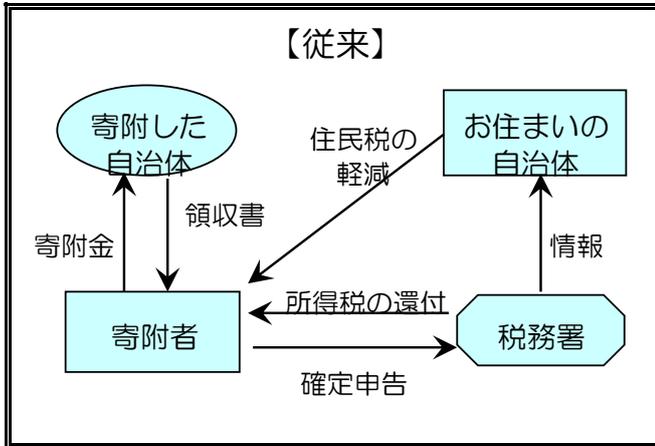


## ふるさと納税ワンストップ特例制度とは？

「ふるさと納税」をした後に「確定申告」をしなければ、税金は控除されませんが、この「確定申告」を省略できるようになったのが「ふるさと納税ワンストップ特例制度」です。



※「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を適用する場合、税金の控除はすべて住民税の軽減で行われるため、所得税の還付はありません。（税金の控除額はどちらの場合でも同じです。）

「確定申告」を省略できる方は、以下の要件に**すべて該当する方のみ**です。  
ひとつでも該当しない場合は、従来どおり確定申告が必要となりますのでご注意ください。

### ● 確定申告の義務がない方

勤め先での年末調整により、所得税が清算されている方などは確定申告の義務がありません。  
例えば、自営業の方、年収が2,000万円以上の方、給与収入以外に収入がある方など、確定申告の義務がある方は、従来どおり確定申告をする必要があります。

### ● 寄附金控除以外に確定申告の必要がない方

寄附金控除のためだけに確定申告をする方が該当します。  
例えば、医療費控除や雑損控除など、寄附金控除以外にも年末調整を受けていない税控除を受ける場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

### ● 寄附先が5団体以下の方

寄附金額に関わらず、5団体を超える先に寄附を行った場合は、従来どおり確定申告をする必要があります。

上記の要件すべてに該当する方については、尼崎市からお住まいの自治体へ情報提供を行うことにより、住民税の軽減を受けることができます。

この制度を適用するためには、ふるさと納税申込書とは別に申請書を提出していただく必要があります。  
寄附をしていただいた後に申請書を送付いたしますので、必要事項を記入の上、担当課まで送付してください。（送料は自己負担になります。）

なお、申込後に変更があった場合は、寄附をした翌年の1月10日までに変更届を提出していただく必要があります。